

守谷市地域防災計画 (資料編)

平成 31 年 月

守谷市地域防災計画（資料編）改訂（改定・修正）履歴

守谷市地域防災計画（資料編）

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	全面改定	平成 30 年 4 月 7 日	10 年ぶりの全面改定
2	改定・修正	平成 31 年 月 日	風水害編改訂に伴う改定（資料追加） 事故災害編改訂に伴う改定（項目追加） 地震災害編改訂に伴う追加修正【避難所】
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			

目 次

1 地震災害対策編

守谷市災害時応援協定一覧表 (地—03—001)

守谷市防災井戸設置状況図 (地—03—002)

守谷市防災施設等配置地図 (地—03—003)

守谷市防災施設等（避難所，避難場所，緊急輸送道路）配置地図 (地—03—004)

2 風水害対策編

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（利根川） (水—02—001)

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（鬼怒川） (水—02—002)

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（小貝川） (水—02—003)

利根川洪水予報伝達系統図 (水—03—001)

鬼怒川洪水予報伝達系統図 (水—03—002)

小貝川洪水予報伝達系統図 (水—03—003)

利根川洪水警報及び守谷出張所水防警報伝達系統図 (水—03—004)

鬼怒川洪水警報伝達系統図 (水—03—005)

小貝川洪水警報伝達系統図 (水—03—006)

3 事故災害対策編

原子力災害対策の基本的な考え方 (事—VI—001)

緊急事態区分に応じた防護措置の準備等 (事—VI—002)

放射性物質が環境へ放出された場合の措置の実施 (事—VI—003)

OIL区分と防護措置について (事—VI—004)

1 地震災害対策編

守谷市災害時応援協定一覧表

1 防災協定: 28 協定

【相互応援】 6 協定(46 市町村 / 36 団体)

No.	協定等名称	協定等締結相手方	締結日	協定内容
①	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村(44市町村)	H6.4.1	相互応援
②	災害時における相互協力に関する覚書	守谷郵便局	H12.9.5	相互協力
③	災害時相互応援に関する協定	神奈川県南足柄市	H17.7.9	相互応援
④	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会(34団体)	H25.7.12	物資支援・資機材・職員派遣
⑤	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23.1.17	情報交換
⑥	災害時における相互援助協定	岐阜県羽島市	H26.9.1	相互応援

【物資供給】 13 協定(2 団体 / 11 社)

No.	協定等名称	協定等締結相手方	締結日	協定内容
①	震災時の緊急給水に係る貯蔵水道水の優先提供等に関する協定	アサヒビール(株)茨城工場	H9.3.12	物資供給
②	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラライーストジャパン(株)	H16.9.8 H25.8.23	物資供給 自動販売機
③	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	H17.1.21	物資供給
④	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)カスミ 松ヶ丘店	H18.9.26	物資供給
⑤	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ジャパンミート 守谷店	H18.9.26	物資供給
⑥	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ジョイフル本田 守谷店	H18.9.26	物資供給
⑦	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)カスミ FOOD OFF ストッカー 守谷店	H18.9.26	物資供給
⑧	災害時における燃料の優先供給等に関する協定	茨城県石油業協同組合取手支部	H24.7.25	燃料優先供給
⑨	災害時における飲料水等の提供に関する協定	アサヒ飲料(株)	H26.4.1	物資供給
⑩	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28.4.1	物資供給
⑪	災害の物資供給に関する協定	(合)西友	H29.4.28	物資供給
⑫	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)カスミ(本社/つくば市)	H30.3.1	物資供給
⑬	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ミスマックス(本社/福岡県)	H30.3.1	物資供給

【その他】 12 協定(7 団体 / 5 社)

No.	協定等名称	協定等締結相手方	締結日	協定内容
①	災害時の支援協力に関する協定	(株)てすとぴあ	H24.4.4	建築物等の応急危険度判定
②	災害時における緊急救援物資等の輸送に関する協定	一般社団法人 茨城県トラック協会常総支部	H24.11.26	物資等の緊急輸送

③	災害時における復旧活動の協力に関する協定	守谷市災害対策協力会 ・建設業協会 ・管工事業協同組合 ・電気工事業協会	H27.2.25	復興活動・応急復旧
④	災害時の医療救護についての協定	公益社団法人 取手市医師会	H28.6.1	医療救護活動
⑤	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	(株)サカイレッカーサービス	H28.10.18	放置車両等の排除
⑥	災害時における法律相談業務に関する協定	茨城県弁護士会	H28.11.15	法律相談業務
⑦	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	H28.11.28	行政書士法に基づく相談業務
⑧	災害時における医療救護活動についての協定	特定非営利活動法人 日本医療救援機構	H29.4.1	医療救護活動・医療機器支援
⑨	災害時における資機材の供給に関する協定	(株)機材社	H29.4.1	重機・資機材支援
⑩	災害時における放送要請に関する協定	(株)茨城放送	H29.6.28	放送支援
⑪	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	全国車載車・レッカー事業協同組合	H29.7.18	放置車両等の排除
⑫	災害時における資機材のレンタルに関する協定	(株)ダイワテック	H30.4.4	ソーラーシステムハウス・資機材支援

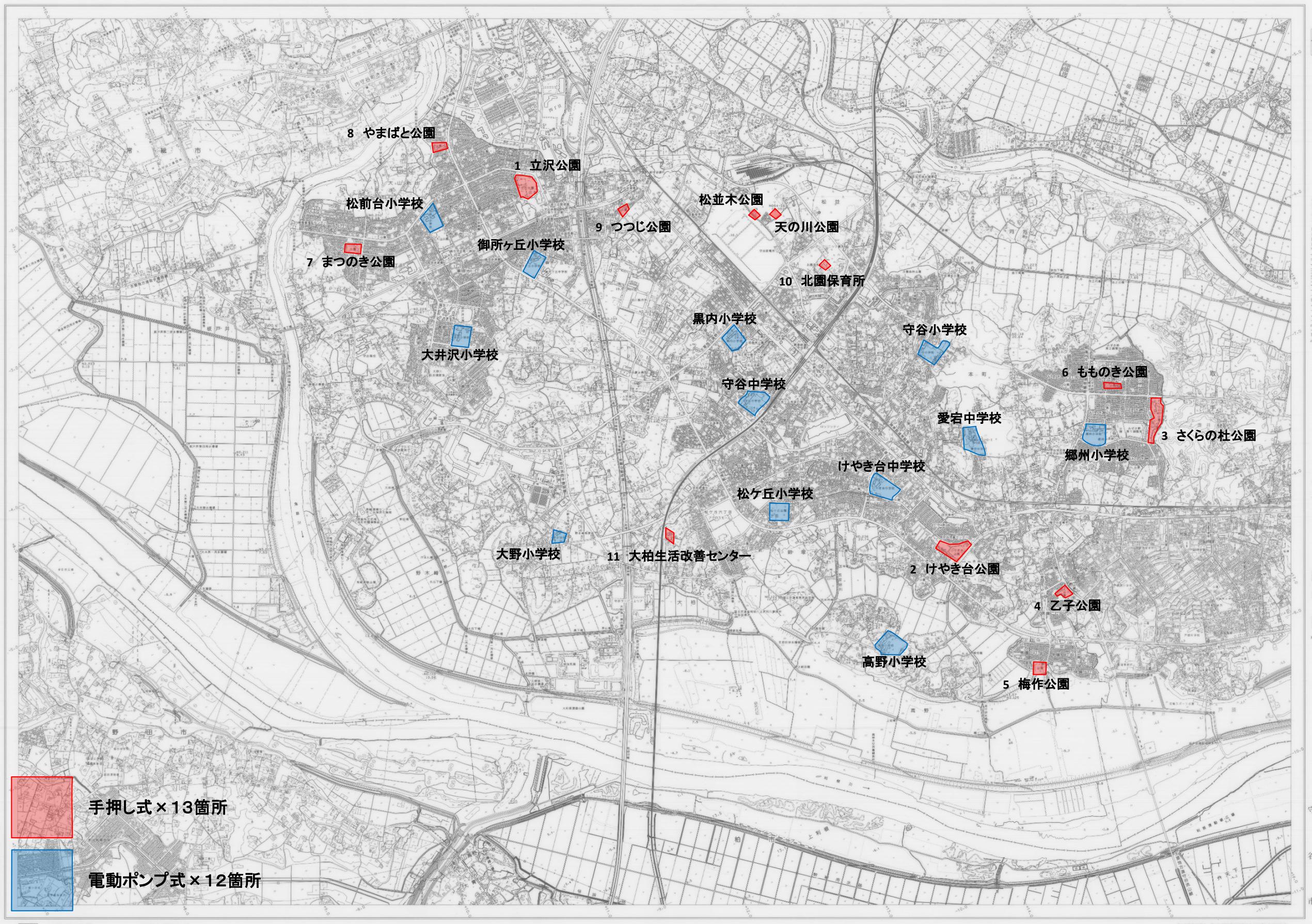
2 消防協定: 3協定(17市町村)

No.	協定等名称	協定等締結相手方	締結日	協定内容
①	消防相互応援協定（消防団）	常総市, 坂東市, つくば市, つくばみらい市 消防相互応援連絡会	H18.6.1	応援隊の派遣
②	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定	常磐自動車道沿線自治体及び消防本部	H22.3.31	相互応援
③	消防相互応援協定（消防団）	取手市	H25.11.1	応援隊の派遣

3 広域避難協定: 2協定(2市町村)

No.	協定等名称	協定等締結相手方	締結日	協定内容
①	原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定	東海村（避難受入市：取手市・つくばみらい市・守谷市）	H29.3.29	避難者の受け入れ
②	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	いわき市（避難受入市町村：県内 35 市町村）	H30.1.29	避難者の受け入れ

守谷市防災用井戸設置状況図

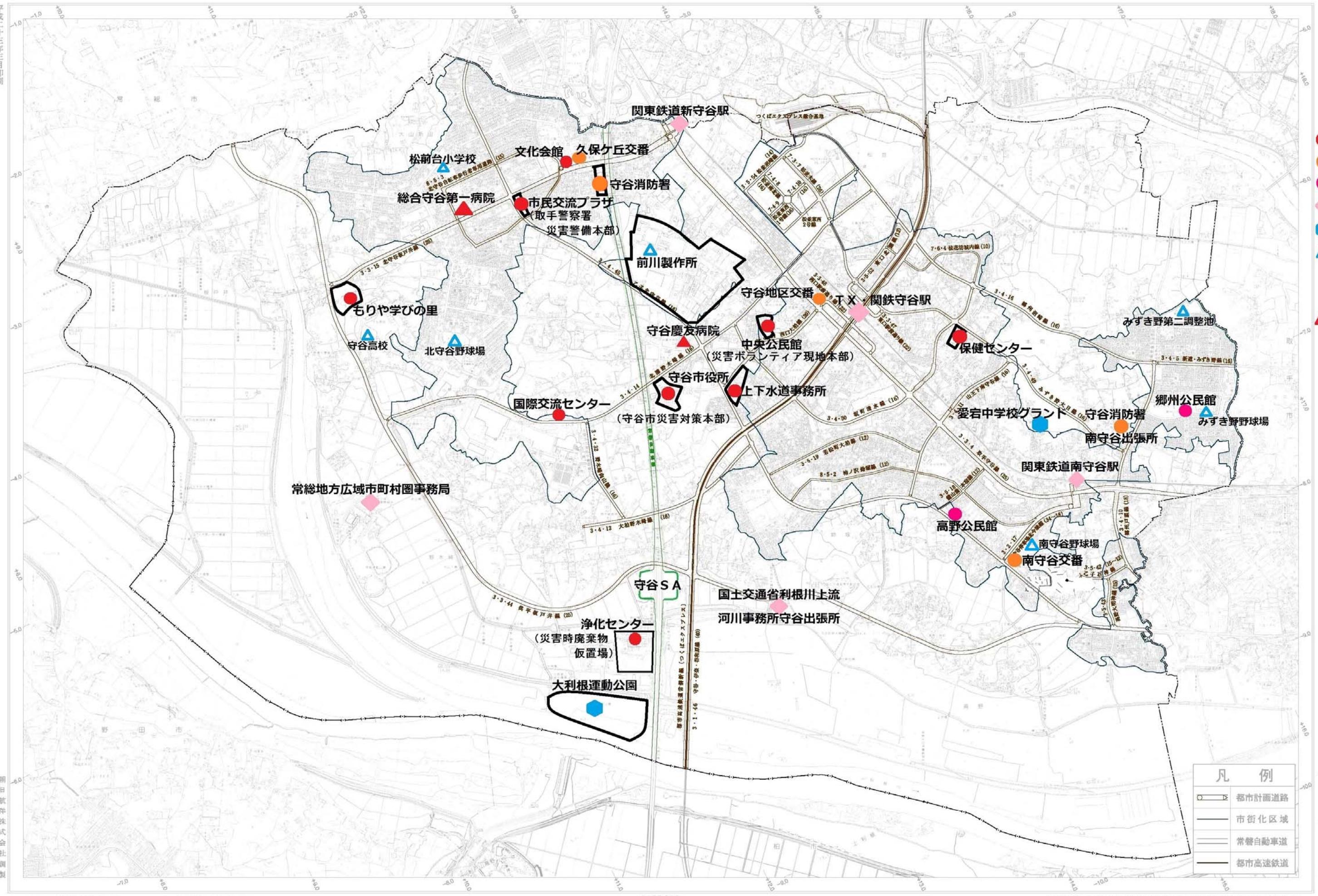


(地-03-002)

守谷市防災施設等配置地図

1:25,000

平成二十三年三月印刷



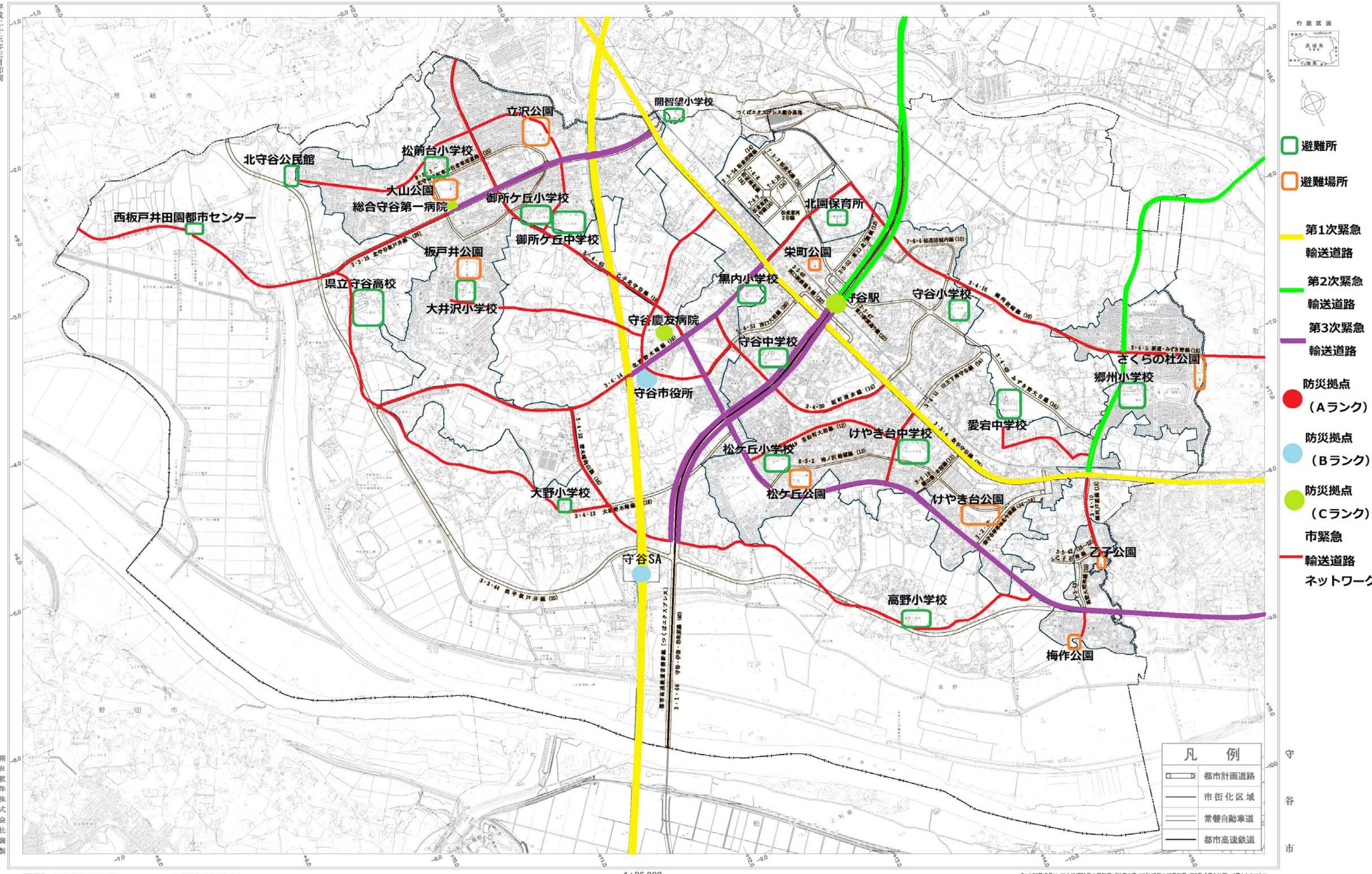
凡 例	
□	都市計画道路
—	市街化区域
—	常磐自動車道
—	都市高速鉄道

(地-03-003)

守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図

1 : 25,000

平成二十三年三月印刷



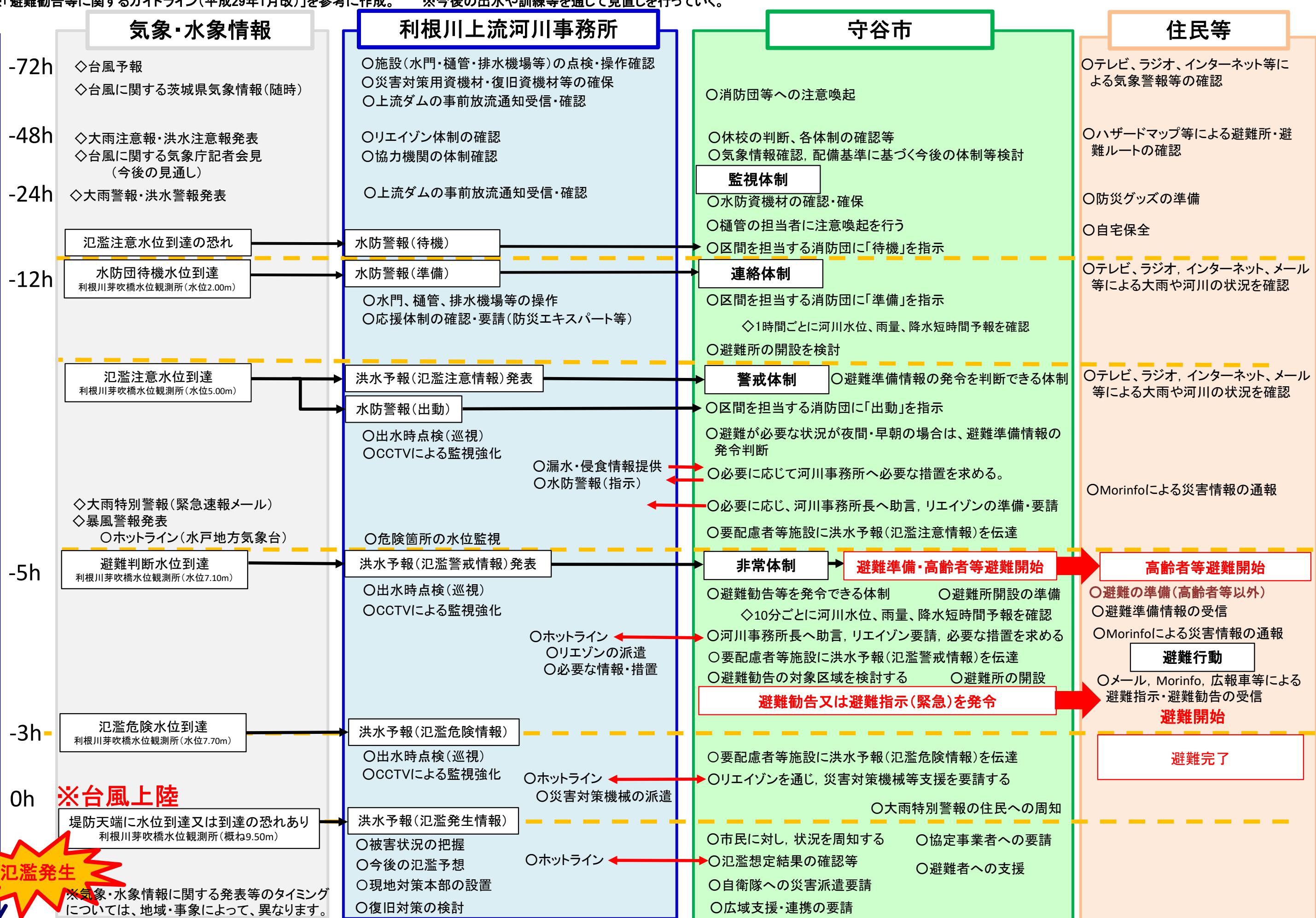
2 風水害対策編

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(H30年3月版)

守谷市(利根川)

※「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改)」を参考に作成。 ※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく。

JK-02-001

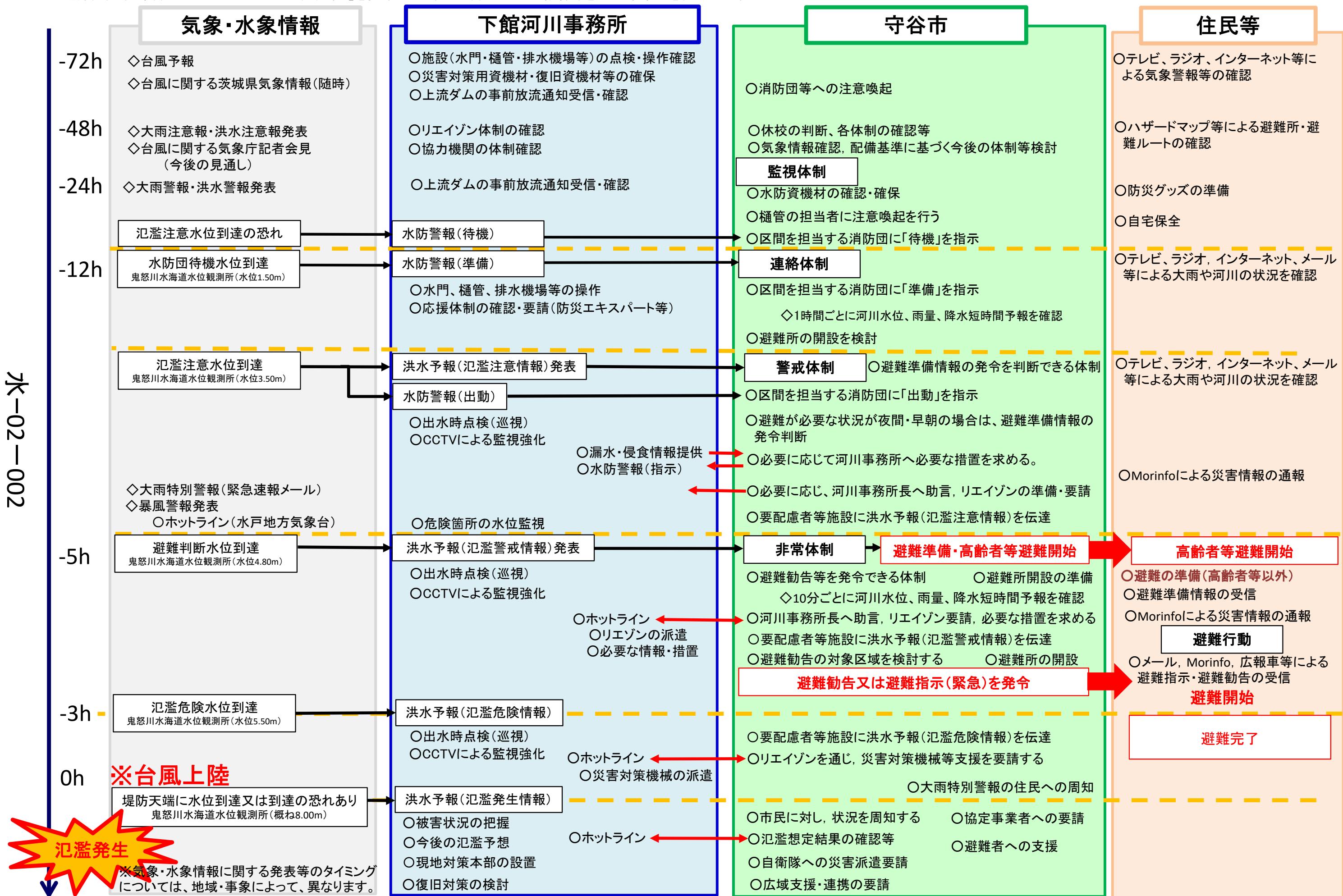


台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(H30年3月版)

守谷市(鬼怒川)

※「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改)」を参考に作成。※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく。

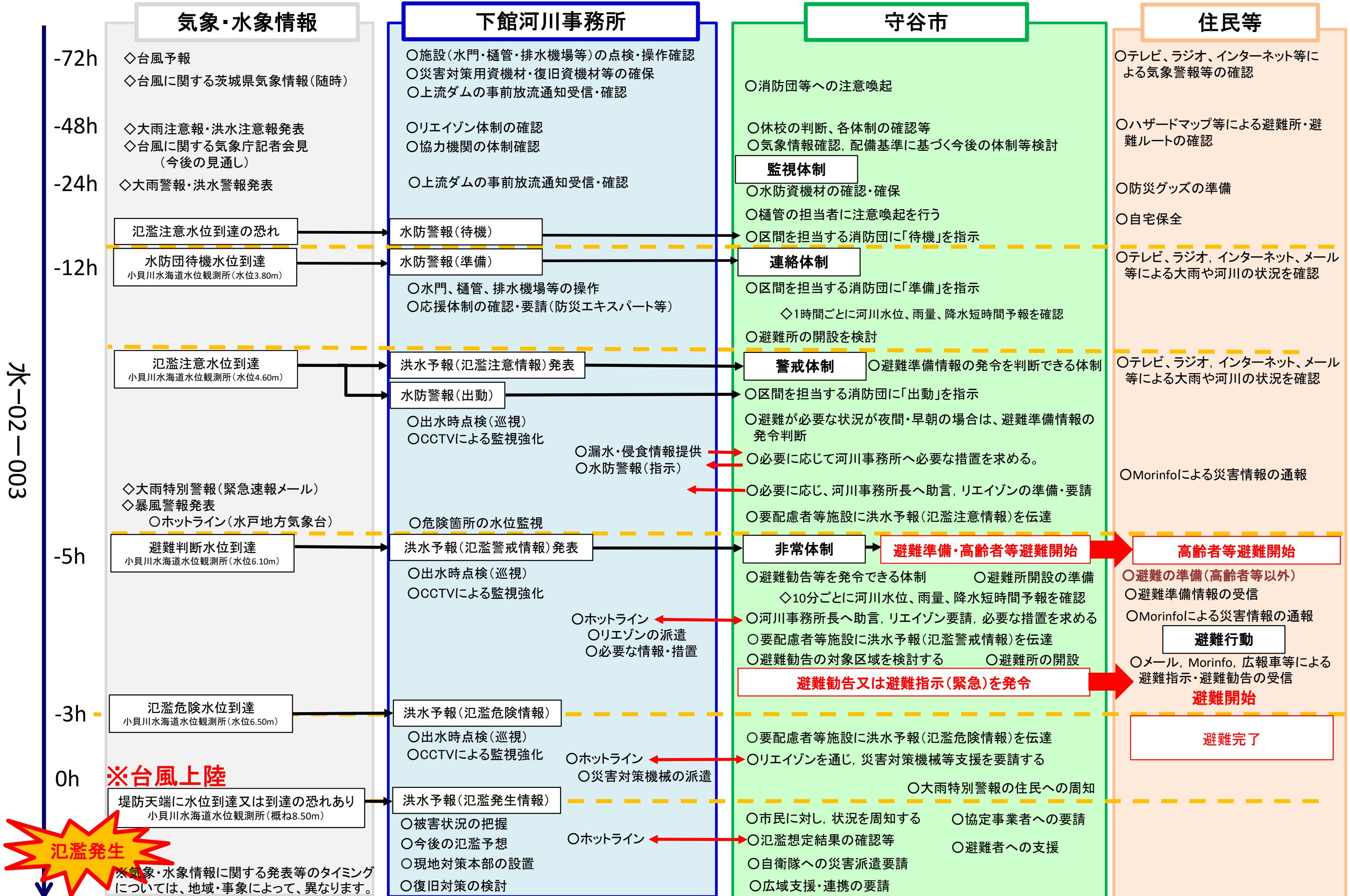
K-02-002



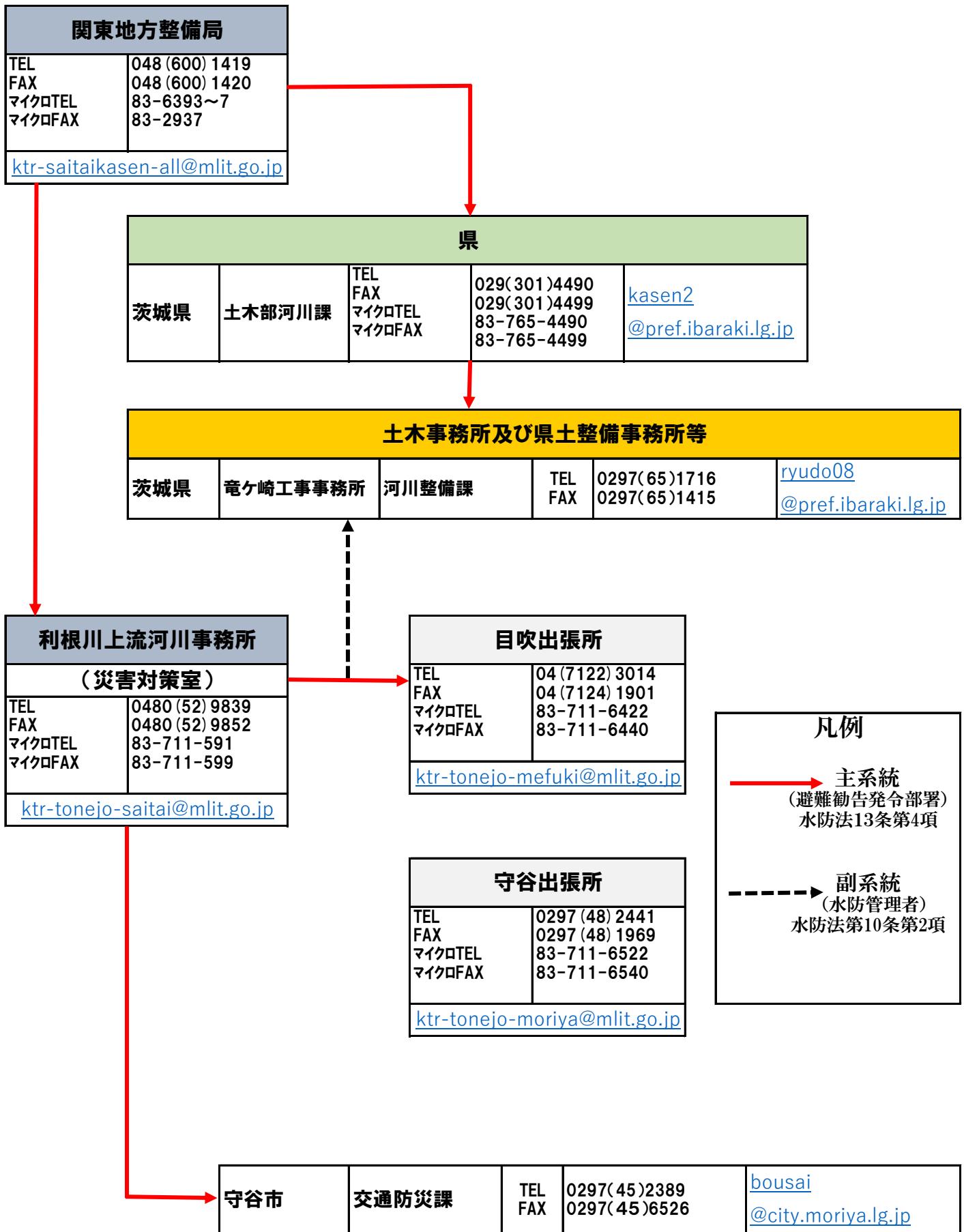
台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(H30年3月版)

守谷市(小貝川)

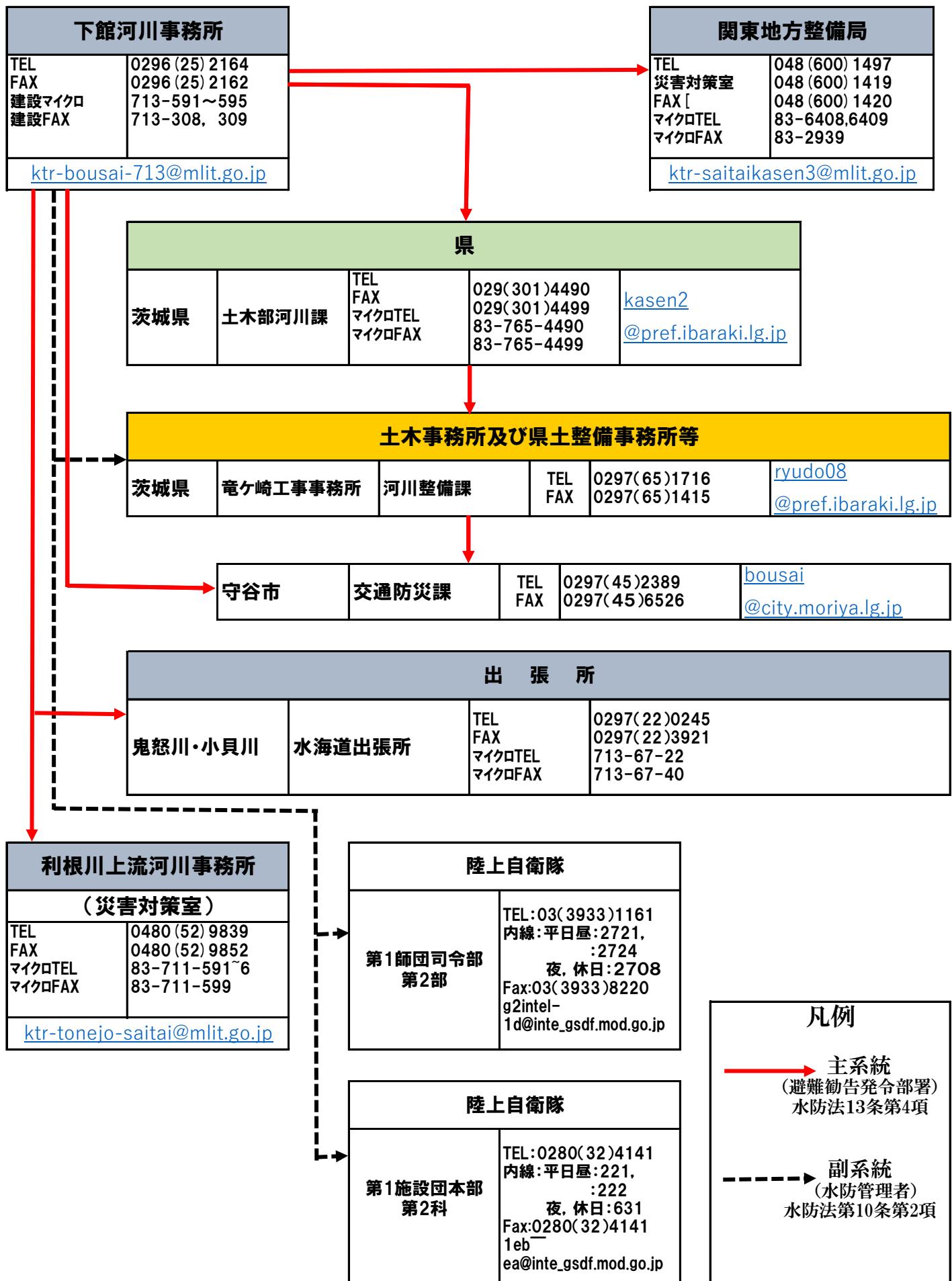
※「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改)」を参考に作成。 ※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく。



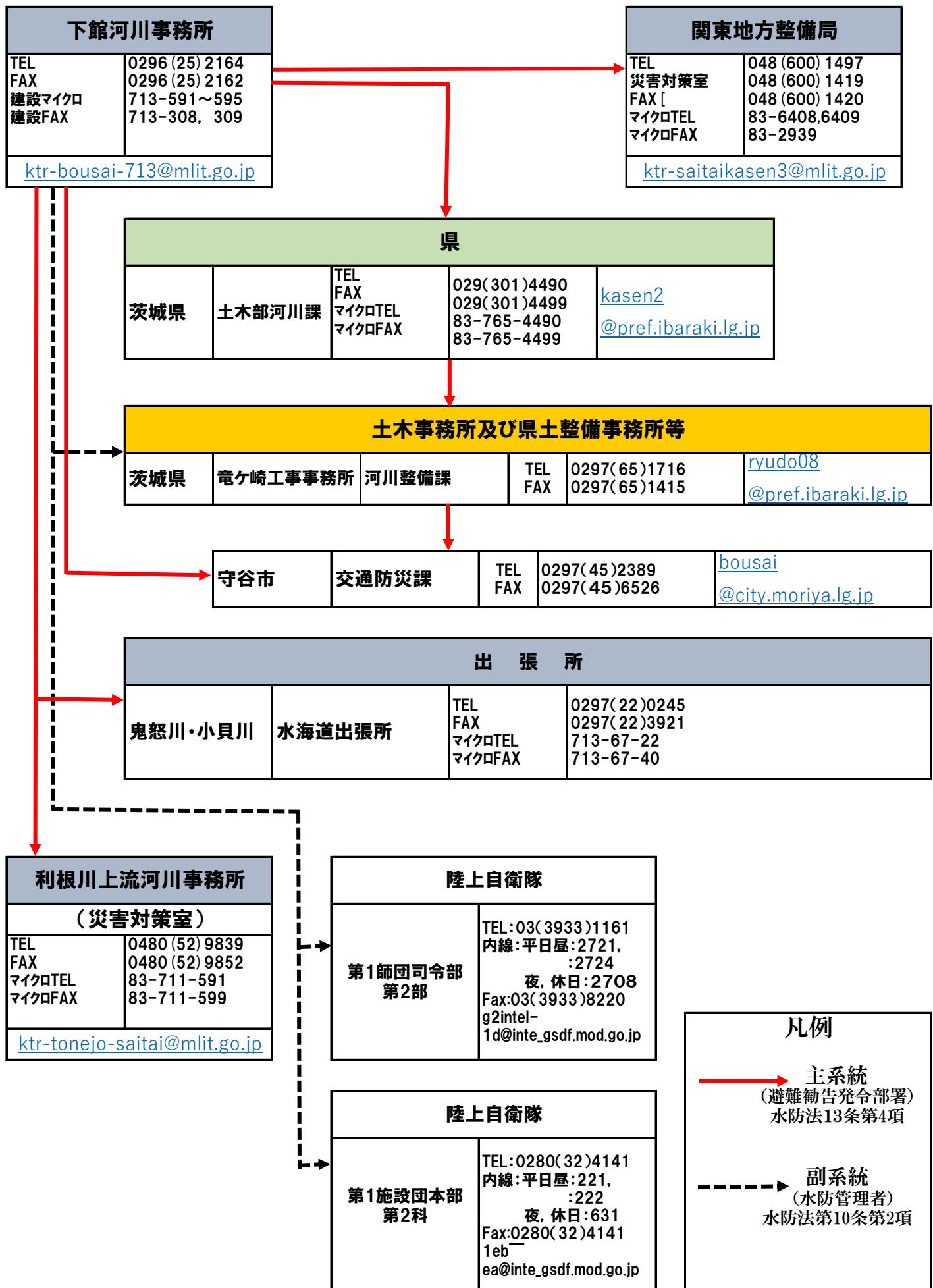
利根川洪水予報伝達系統図



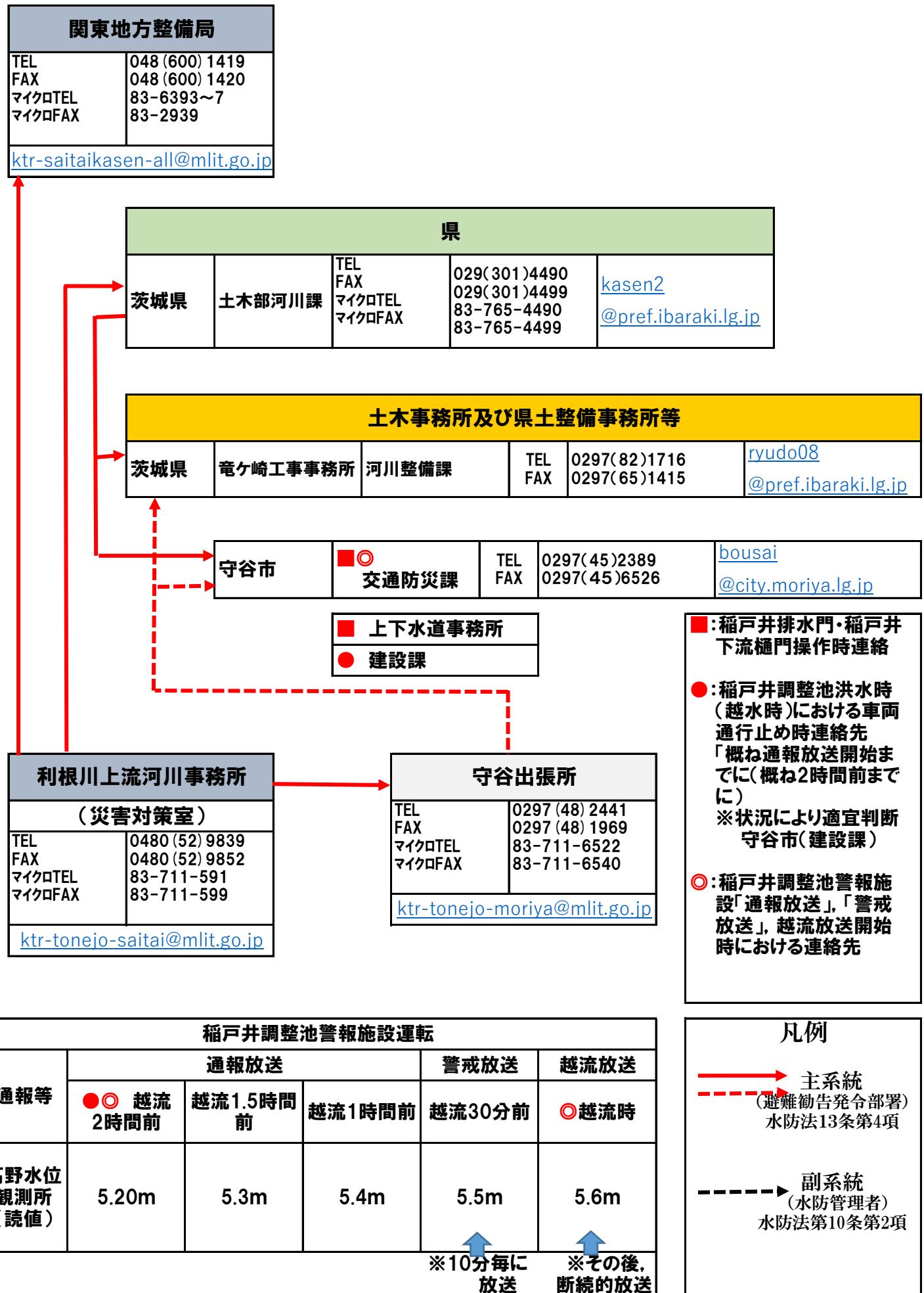
鬼怒川洪水予報伝達系統図



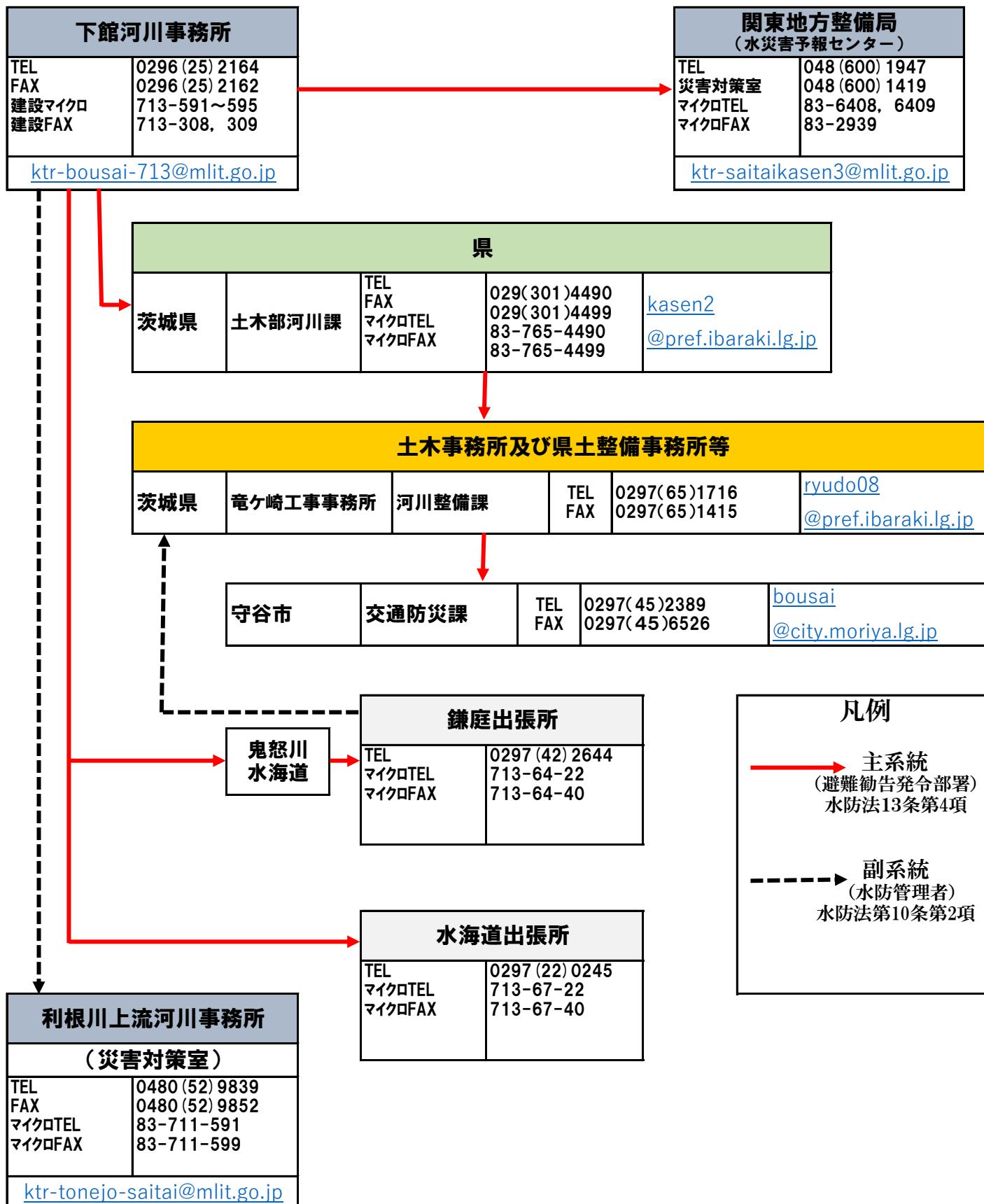
小貝川洪水予報伝達系統図



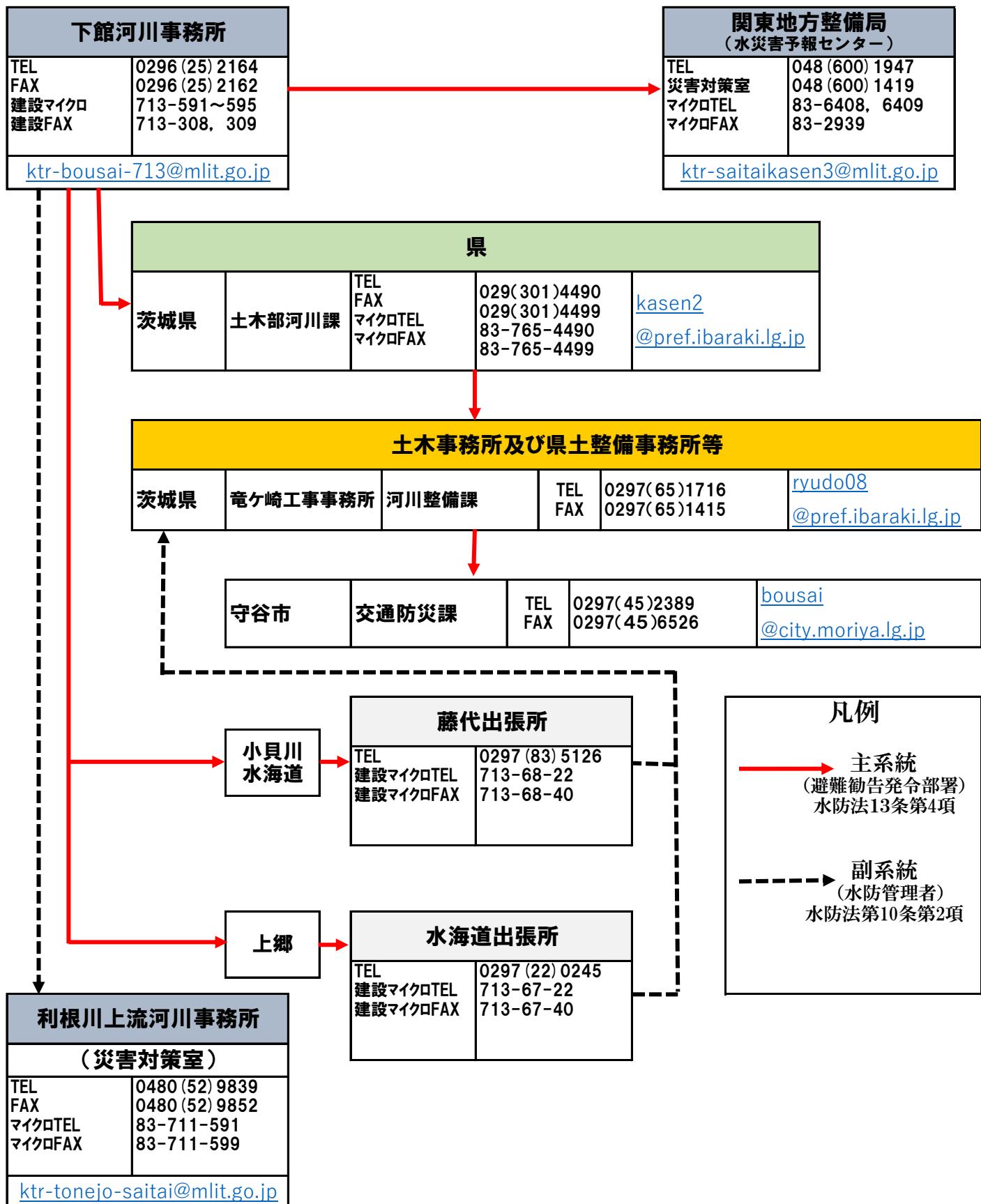
利根川水防警報伝達系統図



鬼怒川水防警報伝達系統図



小貝川水防警報伝達系統図



3 事故災害対策編

原子力災害対策の基本的な考え方

原子力施設の事故の場合、放射性物質が重大な放出に至るのは、原子炉の燃料等（炉心）が損傷し、さらに、燃料等を閉じ込めてる格納容器等が破損した場合である。

このような状況において、炉心の損傷は原子力施設の制御施設で検出や予測が可能であるが、格納容器等の破損による放射性物質の放出の時期や放射性物質放出後の放射性物質の分布状況を事故時に予測（放出のタイミングの把握）するのは非常に困難であり、原子力施設周辺への影響は、気象条件に大きく左右される。そこで、事故時に測定した情報に基づき、迅速に判断し、対応できるようにしておくことが重要であるとしている。

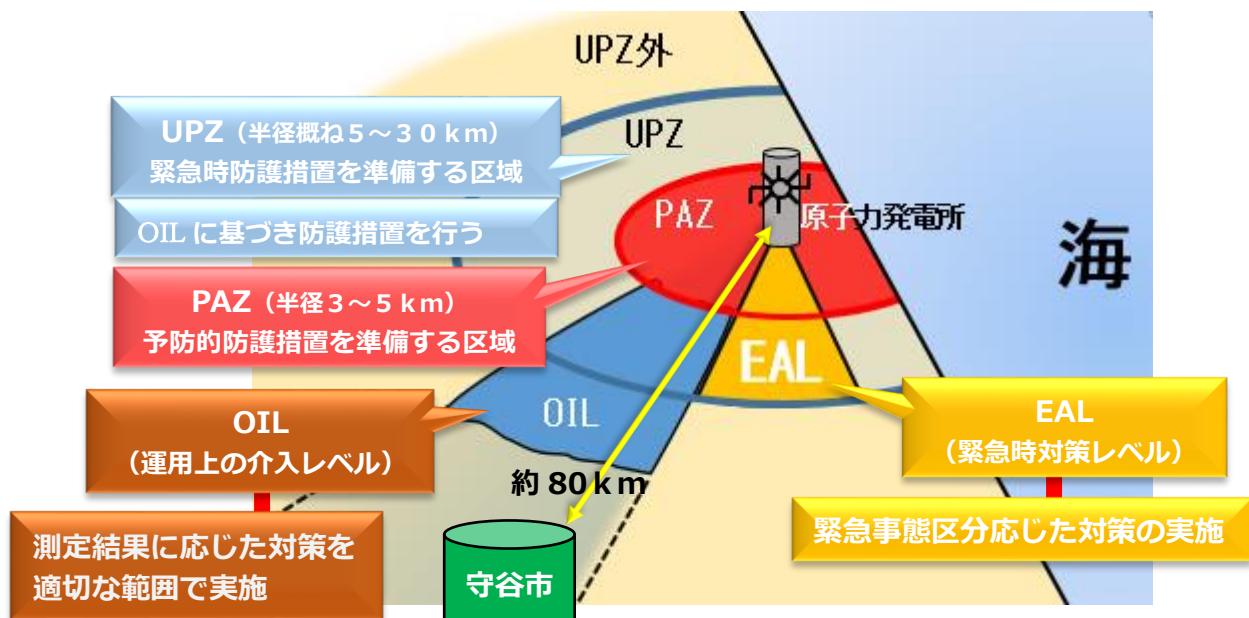
そのため、国は図に示す原子力防災の考え方や一連の判断基準を示している。

まず、事故時に迅速な対応を行うためあらかじめ緊急時区域を設定している。この緊急時区域は2種類あり、放射性物質の放出前か放出後直ちに対策を実施する範囲として、「PAZ（Precautionary Action Zone）：予防的防護措置を準備する区域」、「UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）：緊急時防護措置を準備する区域」である。その他に、福島第1原発事故のブルーム通過による放射性物質の影響が及んだことが否定できないこと、原子力災害対策指針において必要に応じてUPZ以遠の周辺地域も考慮していることから「UPZ外」の区域として策定する。

さらに、対策実施の開始条件として、「EAL（Emergency Action Level）：緊急時対策レベル」と「OIL（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル」を定めており、EALは、原子力施設の事故の状態がEALのどの事態に該当するかの判断基準で3つに区分し、それぞれの事態で実施する対策をあらかじめ定めてある。

PAZより遠いUPZ、UPZ外の範囲では、放射線の測定を行った上で必要な対策を実施することとしている。その際にも、対策の実施の要否を迅速に判断するために、放射線の測定値に基づいた対策実施基準としてOILを定め、目的に応じてOIL1～OIL6までを基準として定めている。

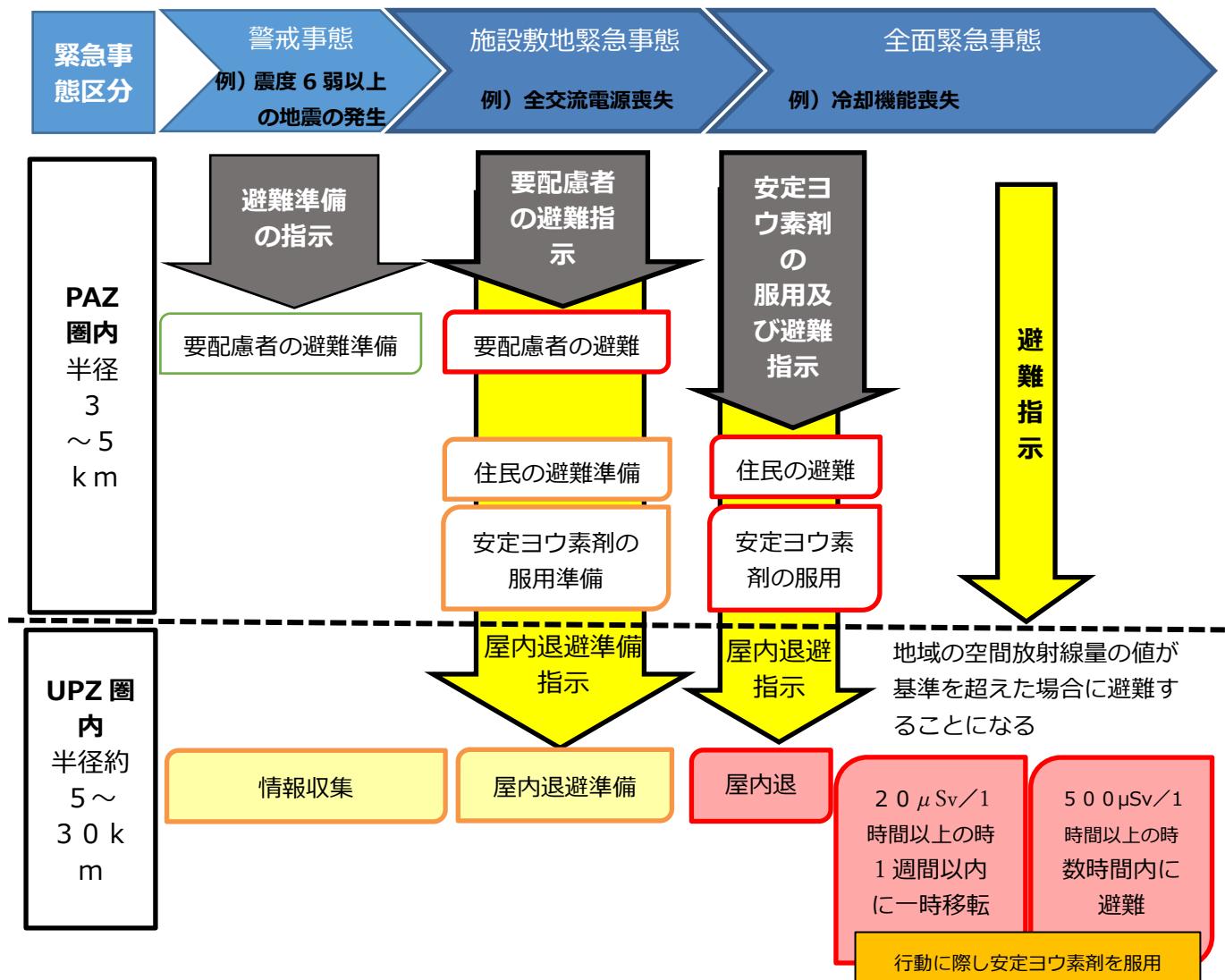
図-1 原子力災害対策の基本的考え方



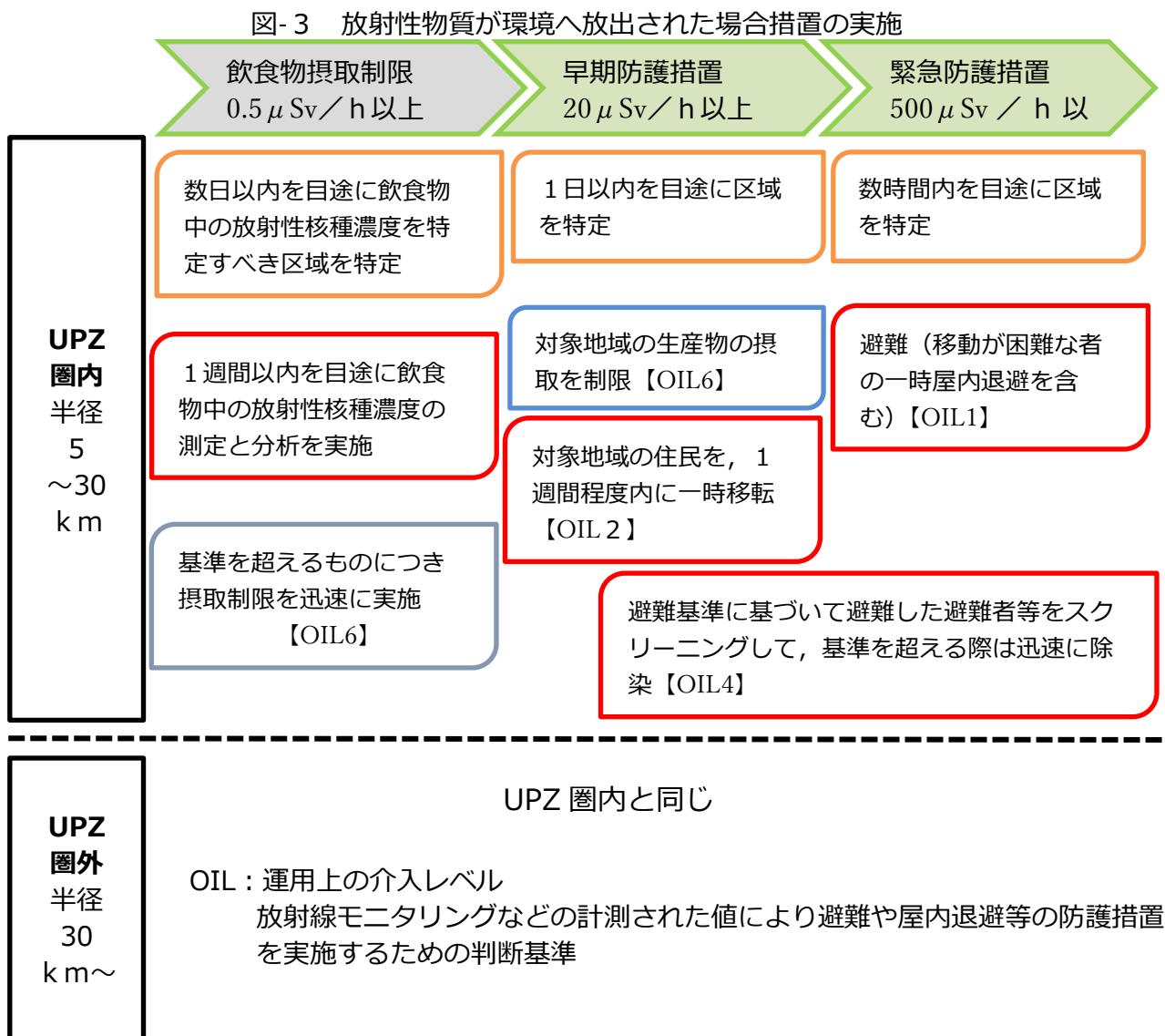
(注)・緊急時対策レベル(EAL)及び運用上の介入レベル(OIL)に基づき防護措置を実施する範囲は、必ずしも円形になるとは限らない。
・ブルーム：気体状、あるいは粒子状の放射性物質が環境中に放出されると、これが大気とともに雲のように流れれる状態のこと。

緊急事態区分に応じた防護措置の準備等

図-2 緊急事態区分に応じた防護措置等の準備等



放射性物質が環境へ放出された場合の措置の実施



OIL 区分と防護措置について

表-1 OIL 区分と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値（注1）	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) (注2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線 : 40,000cpm (注3) (皮膚から数 cmでの検出器の係数率) β線 : 13,000cpm (注4) 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cmでの検出器の係数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施
早期防護措置	OIL 2	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物（注5）の摂取を制限とともに、住民等を移転させるための基準	20μSv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) (注2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限（注9）	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (注6) (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) (注2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種（注7）	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg (注8)
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- (注1) 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期値設定値は改定される。
- (注2) 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- (注3) 我が国において広く用いられるβ線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は、約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- (注4) (注3)と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- (注5) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- (注6) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与を含めた値とする。
- (注7) その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2(IAEA安全基準)におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- (注8) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- (注9) IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。